

新型コロナウイルス感染症に対応した社会教育施設利用ガイドライン

令和2年11月9日
白子町教育委員会

1. はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会教育施設での活動の両立を進めるため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」を踏まえ、社会教育施設で行われる活動に係る基本的な考え方を示すものです。

なお、国及び千葉県から事業や施設の取り扱いについて新たな指針等が示されるなどの状況の変化があった場合には、本ガイドラインについても見直しを行います。

2. 利用者が実施する事項

(1) 体調不良の方の活動自粛

- ・自宅で検温し、体温が37℃以上（または平熱比1℃以上超過）の発熱、または咳・咽頭痛や味覚障害等、感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

(2) マスクの着用

- ・来館する際は、必ずマスクを着用してください。（体操や吹奏楽等の活動時は除く。カラオケについてはマスクの着用をお願いします。）

(3) 手洗い及び手指消毒

- ・入館の際には、手洗いや手指の消毒を行ってください。

(4) 利用定員数の縮小

- ・各室に定められた利用定員数の半分以下を上限として利用してください。

(5) 感染拡大防止対策チェックリストの提出

- ・利用前に感染拡大対策チェックリストを確認のうえ、生涯学習課へ提出してください。

(6) 人と人との距離の確保

- ・施設を利用する場合は、人と人との間隔はできるだけ確保し2m（最低1m）、楽器については3mの距離を確保してください。

(7) ロビーの利用制限（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- ・対面を避け横並びに座るなどしてください。

やむを得ず対面となる場合は、2m以上の距離を確保してください。

(8) 定期的な換気の実施

- ・各部屋の利用にあたっては入口のドアや窓を開けてください。また、冷暖房使用時等でも1時間に1回程度は窓を開けて換気を行ってください。

(9) 館内での飲食禁止

- ・ご自身の水分補給以外の飲食はご遠慮ください。

(10) 消毒の徹底

- ・利用した部屋については、机等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、利用後に消毒を行うよう努めてください。

(11) ゴミの廃棄

- ・使用済みのマスクやゴミは持ち帰りにご協力願います。

(12) 参加者名簿の提出

- ・利用終了後、参加者名簿を記載し、記載したものは、教育委員会生涯学習課へ提出してください。

3. 施設管理者において実施する事項

(1) 事前に施設利用の注意事項を利用者へ周知する。

(2) マスク着用の周知、確認

- ・マスクを着用したうえで来館するよう周知する。

(3) 手指消毒液の設置

- ・入口付近にアルコール消毒液等を設置する。
- ・利用者へ使用後の消毒を周知する。

(4) 来館者の体調の確認

- ・自宅での検温を実施し、来館時に発熱がある場合は入館をお断りする場合があることを周知する。検温していない来館者には検温を実施し、発熱がある場合は本人に体調等を確認の上、場合によっては入館をお断りする場合があることを周知する。

(5) 換気の実施

- ・1時間に1回程度、十分な換気をしていただくよう周知する。

(6) 館内の消毒

- ・1日2回（午前・午後）アルコールで館内の共用部分を消毒する。

(7) ロビーの利用

- ・ロビーでは感染リスクが比較的高いとされていることから、自身の水分補給以外の飲食や近距離での会話を極力控えるよう周知を徹底する。

(8) ゴミの廃棄

- ・使用済みのマスクやゴミは持ち帰るよう掲示する。

(9) 館内で体調を崩し感染が疑われる利用者が発生した場合

- ・速やかに別室へ移し、隔離する。また、対応する職員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じ、必要に応じて救急搬送を要請する。

(10) 施設の利用禁止

- ・施設利用にあたっては、各中央競技団体等のガイドラインを施設管理者と

利用者が共有し、ガイドラインに基づく感染対策の履行を施設管理者が確認できる場合に限り、接触を伴う活動を行うことを可能とする。
 なお、調理・会食を伴うことなどについては、感染リスクが高いと考えられるため当面の間、施設の利用を原則として禁止する。

4. 活動内容の制限

活動内容	実施が可能なもの	実施できないもの
ダンス	人と触れない練習 競技ダンス ※以下の条件を満たした場合は実施可能 パートナーが固定されているものに限 り、主催者（施設管理者）がガイドラ イン(所管課作成/各中央競技団体等が作成 したもの)に基づく感染対策の履行を確 認できる場合は実施可能	接触を伴う社交ダン ス・フォークダンス・ チアダンス
演奏	弦楽器・打楽器などの練習 飛沫を伴うトランペット・ハーモニカ・ オカリナ・尺八等の吹奏楽器の演奏 ※以下の条件を満たした場合は実施可能 (1) 後・左右3mの距離の確保(対面 は避ける) (2) 常時換気を行う ※連続した練習時間は30分以内とす る。 (3) 楽器等についた水滴、唾抜き等の 適切な処理(吸水シート等使用) 吸水シート等は各自が密閉し持ち 帰り処分すること (4) 演奏時以外は、マスク着用	
歌・演劇	合唱におけるハミングの練習、身体表現 のみの練習 表現上必要な発声を伴う合唱・詩吟・謡 曲・演劇等 ※以下の条件を満たした場合は実施可能 (1) 後・左右2mの距離の確保(対面 は避ける)	

	<p>(2) 常時換気を行う ※連続した練習時間は30分以内とする。</p> <p>(3) 歌唱など声を出している時以外は、マスク着用</p> <p>カラオケ ※以下の条件を満たした場合は実施可能</p> <p>(1) 歌唱など声を出している時も含め、常にマスク着用</p> <p>(2) 常時換気を行う ※連続した練習時間は30分以内とする。</p> <p>(3) 利用者の間にパーテーションを置くこと（利用後はパーテーションの消毒をする）</p> <p>(4) マイクやリモコン等を使用ごとに消毒すること</p>	
囲碁・将棋等	<p>※以下の条件を満たせない場合は実施不可</p> <p>(1) 活動前後の手指消毒・手洗いの徹底</p> <p>(2) マスクの着用</p> <p>(3) 人との接触、会話を控える</p> <p>(4) 対面する時間を極力短くする</p>	
茶道	<p>※一定時間マスクを取り、食べる、飲む、話すなどの行為はリスクが高いため、以下の条件を満たせない場合は実施不可</p> <p>(1) 1.5m以上の距離の確保</p> <p>(2) 会話を控える</p> <p>(3) 対面にならない</p> <p>(4) 食器等を共有しない。なお、洗剤で洗浄できない茶器を使用する場合は利用不可とする。</p>	

5. 報告の義務

利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、生涯

学習課に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

6. 本ガイドライン対象施設（教育委員会所管施設）

- 白子町青少年センター
- 公民館